

第88回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

次 第

日 時：令和3年12月10日（金）15時30分～
場 所：県庁12階 大会議室

議 題

1. 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針の改正について
2. ワクチン・検査パッケージ制度の運用について
3. 新たな変異株（オミクロン株）への対応について
4. 帰省者向けPCR検査の実施について
5. 介護施設等・障害者支援施設等従事者への一斉検査について

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針の改正について

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

1. 改正の考え方について

(1) 国による新たなレベル分類の考え方

- ・医療ひっ迫の状況により重点を置いたもの（4 ステージ→5 レベル）
- ・各レベルで必要な対策を機動的に講じるタイミングは、各都道府県がこれまでに用いてきた様々な指標や予測ツールを用いて総合的に判断

(2) 香川県対処方針の対策期の段階

- ・国のレベル分類に合わせ、これまでの 6 段階から 5 段階に見直し

(3) 対策期移行の指標

- ・国のレベル分類の考え方を踏まえ、感染の状況を引き続き注視しつつ、医療ひっ迫の状況により重点を置いたものとし、今夏の感染拡大時の各指標の推移を参考に見直し

(4) 対策期の対応方針

- ・国の基本的対処方針における都道府県の役割を踏まえて整理
- ・「ワクチン・検査パッケージ制度」の要素を追加

2. 対策期移行の判断基準となる指標の見直しについて

- ・医療ひっ迫の状況に、より重点を置いたものとする方針を踏まえ、今夏の感染拡大時の各指標などを参考に、これまでの 6 指標（8 項目）から 4 指標（4 項目）に変更

	現行の指標	改正案
感染 状況	①直近 1 週間の累積新規感染者数 （人口 1 0 万人当たり）	現行どおり
	②感染経路不明者数の割合	参考値
	③直近 1 週間と先週 1 週間の比較	参考値
医療 提供 体制	④医療のひっ迫具合（確保病床使用率）	現行どおり
	〃（入院率）	参考値
	〃（重症者用病床使用率）	現行どおり
	⑤療養者数 （人口 1 0 万人当たり）	現行どおり
監視 体制	⑥直近 1 週間の P C R 陽性率	参考値

3. 対策期及び移行基準について

国のレベル分類		県の対策期
レベル0	感染者ゼロレベル	感染予防対策期
レベル1	維持すべきレベル	感染警戒対策期
レベル2	警戒を強化すべきレベル	感染拡大防止対策期
レベル3	対策を強化すべきレベル	緊急事態対策期
レベル4	避けたいレベル	非常事態対策期

(1) 各対策期の概要等について

① 感染予防対策期

- ・国のレベル0相当で、新規感染者数ゼロを維持できている状況
- ・現行の「感染予防対策期」に相当

② 感染警戒対策期

- ・国のレベル1相当で、安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況
- ・現行の「準感染警戒期」～「感染拡大防止対策期」に相当し、即応病床や保健所の体制について問題なく維持できる状況

「感染予防対策期」から「感染警戒対策期」への移行の判断基準

- ・新規感染者が1週間当たり5人程度以上出始め、県民に注意喚起の呼びかけを行う必要がある場合

③ 感染拡大防止対策期

- ・国のレベル2相当で、新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況
- ・現行の「感染拡大防止集中対策期」に相当し、飲食店への時短要請などの対策を検討する状況（感染拡大傾向が継続する場合は、まん延防止等重点措置の要請も視野）

「感染警戒対策期」から「感染拡大防止対策期」への移行の判断基準

- ・確保病床使用率 20%以上
- ・確保重症病床使用率 20%以上
- ・療養者数 190人程度以上
(人口10万人当たり：20人以上)
- ・1週間当たりの累積新規感染者数 143人程度以上
(人口10万人当たり：15人以上)

④ 緊急事態対策期

- ・国のレベル3相当で、一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況
- ・現行の「緊急事態対策期」に相当し、まん延防止等重点措置の適用を受けている状況（さらに感染拡大傾向が継続する場合は、緊急事態宣言の要請も視野）

「感染拡大防止対策期」から「緊急事態対策期」への移行の判断基準

- ・確保病床使用率 50%以上
- ・確保重症病床使用率 50%以上
- ・療養者数 380人程度以上
（人口10万人当たり：40人以上）
- ・1週間当たりの累積新規感染者数 285人程度以上
（人口10万人当たり：30人以上）
- ・予測ツールにより、3週間後に必要とされる病床数が確保病床数に到達すると推計される場合（参考）

⑤ 非常事態対策期

- ・国のレベル4相当で、一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができていない状況
- ・現行の対策期に該当するものではなく、更なる一般医療の制限が求められる状況で、さらに国による災害医療的な対応が必要な状況
⇒ 状況を見て総合的に判断

「感染拡大防止対策期」から「非常事態対策期」への移行の判断基準

- ・確保病床数を超えた数の入院が必要となるなど、医療提供体制が危機的状況となった場合

（2）感染の下降局面における各対策期の移行の考え方について

- ・国の新たなレベル分類の強化された対策の解除の考え方を参考にし、感染状況や医療ひっ迫の状況が2週間ほど継続して安定的に下降傾向にある場合、各対策期の指標を踏まえて総合的に判断

4. 資料

- ・資料1-2 移行基準の比較表
- ・資料1-3 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針（改正後）
- ・資料1-4 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針（現行）

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針 移行基準比較表

<現行>

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）	
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数 （直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	—	5人程度以上 （0.5人以上）	24人程度以上 （2.5人以上）	48人程度以上 （5人以上）	96人程度以上 （10人以上）	239人程度以上 （25人以上）
		②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
		③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合（入院医療）	—	—	—	—	確保病床の使用率 20%以上	確保病床の使用率 50%以上
		“ ” （重症者用病床）	—	—	—	—	入院率40%以下 確保病床の使用率 20%以上	入院率25%以下 確保病床の使用率 50%以上
	⑤療養者数 （人口10万人当たりの全療養者数※） ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	—	—	143人程度以上 （15人以上）	287人程度以上 （30人以上）	
監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	5%以上	10%以上	
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
<p>○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討</p> <p>○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討</p> <p>○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討</p>								



<改正後>

		(1) 感染予防対策期	(2) 感染警戒対策期	(3) 感染拡大防止対策期	(4) 緊急事態対策期	(5) 非常事態対策期
国の新たなレベル分類		レベル0 感染者ゼロレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル4 避けたいレベル
県内の感染状況		新規感染者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができていない状況
移行基準	医療提供体制	①確保病床使用率	—	—	20%以上	50%以上
		②重症確保病床使用率	—	—	20%以上	50%以上
		③療養者数 ※ （人口10万人当たり） ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	190人程度以上 （20人以上）	380人程度以上 （40人以上）
	④直近1週間の累積新規感染者数 （人口10万人当たり）	—	5人程度以上 （0.5人以上）	143人程度以上 （15人以上）	285人程度以上 （30人以上）	
<p>○感染の拡大傾向における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況の①～④の指標等を踏まえ、「予測ツール」を参考にして、総合的に判断。また、移行基準より早めの移行も検討</p> <p>○感染の下降局面における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況が2週間ほど継続して安定的に下降傾向にある場合、①～④の指標等を踏まえ総合的に判断</p>						

		(1) 感染予防対策期	(2) 感染警戒対策期	(3) 感染拡大防止対策期	(4) 緊急事態対策期	(5) 非常事態対策期
国の新たなレベル分類		レベル0 感染者ゼロレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル4 避けたいレベル
県内の感染状況		新規感染者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができていない状況
移行基準	医療提供体制	①確保病床使用率	—	20%以上	50%以上	状況を見て総合的に判断
		②重症確保病床使用率	—	20%以上	50%以上	
		③療養者数 ※ (人口10万人当たり) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	190人程度以上 (20人以上)	380人程度以上 (40人以上)	
	感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (人口10万人当たり)	—	143人程度以上 (15人以上)	285人程度以上 (30人以上)	
○感染の拡大傾向における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況の①～④の指標等を踏まえ、「予測ツール」を参考にして、総合的に判断。また、移行基準より早めの移行も検討 ○感染の下降局面における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況が2週間ほど継続して安定的に下降傾向にある場合、①～④の指標等を踏まえ総合的に判断						
対応方針	共通事項	「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策の徹底、接触確認アプリ（COCOA）のインストール・積極的活用				
	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼又は法 24⑨による要請】 ①帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を徹底 ②緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える（ワクチン・検査パッケージ制度（VTP）の適用者を除く） ③外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 ④発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える ⑤業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用	【法 24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底	【法 24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 【法 24⑨又は法 31 の 6②による要請】 ・(1)(2)③④⑤の対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者を除く） ・時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請することを検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 【法 24⑨又は法 45①による要請】 ・(1)(2)③④⑤対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者を除く） ・路上・公園における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動の自粛の要請を検討 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請・時短要請に依拠していない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請することを検討	
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼又は法 24⑨による要請】 ・業種別ガイドラインの遵守 ・飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得 ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの推進を働きかけ	【法 24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 ・感染拡大の傾向が見られる場合、飲食店に対する時短要請を検討	【法 24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 【法 24⑨又は法 31 の 6①等による要請】 ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により出勤者数削減の取組みの推進の働きかけを検討 ・「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 【法 24⑨又は法 45②等による要請】 ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組みの推進の働きかけを検討 ・「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催	【法に基づかない協力依頼又は法 24⑨による要請】 ・国の基本的対処方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催 ・業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践	【法 24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底	【法 24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 【法 24⑨又は法 45②による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	・適切な感染防止策を講じた上で開館	・(1)(2)の対策の徹底	【法 24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として時短や休館等を検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として時短や休館等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否にあたっては、医療提供体制、感染状況等を総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討						

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)	
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数 (直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数)	5人程度以上 (0.5人以上)	24人程度以上 (2.5人以上)	48人程度以上 (5人以上)	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)	
		②感染経路不明者数の割合	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	
		③直近1週間と先週1週間の比較	-	-	-	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い	
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合(入院医療)	-	-	-	-	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
		“(重症者用病床)	-	-	-	-	入院率40%以下	入院率25%以下
		⑤療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数※) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	-	-	-	-	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	-	-	-	-	143人程度以上 (15人以上)	287人程度以上 (30人以上)	
解除の判断基準		-	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間(少なくとも2週間)経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
<p>○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討</p> <p>○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討</p> <p>○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討</p>								
共通事項(※1 ※2)		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「接触確認アプリ(COCOA)」のインストール・積極的活用						
対応方針	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を徹底 ・外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える ・業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用	(1)の対策の徹底	【法24⑨による要請】 ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法24⑨による要請】 ・(1)②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法24⑨又は法31の6②による要請】 ・(4)の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店に出入りしないよう要請することを検討	【法24⑨、法31の6②又は法45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」等となった場合には、「緊急事態措置」等として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(特に夜間の自粛の徹底)について要請を検討	
	事業者への要請等			【法24⑨による要請】 ・業種別ガイドラインの遵守 【法に基づかない協力依頼】 ・飲食店においては、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証取得 ・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進	【法24⑨による要請】 ・(1)の対策の強力な推進	【法24⑨による要請】 ・(3)の対策と同様	【法24⑨又は法31の6①による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	【法24⑨、法31の6②又は法45①による要請】 ・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討
	イベント等の開催(※3)			【法24⑨による要請】 ・国の基本的対処方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえ、規模要件に沿って開催 【法に基づかない協力依頼】 ・業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じる	【法24⑨による要請】 ・(2)の対策と同様	【法24⑨による要請】 ・(2)の対策と同様	【法24⑨又は法31の6①による要請】 ・(2)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	【法24⑨、法31の6②又は法45①による要請】 ・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討
	県有施設等における対応			・適切な感染防止策を講じた上で開館	・(2)の対策と同様	・(2)の対策と同様	・(2)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短等を検討
<p>○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定</p> <p>※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用</p> <p>※2 時短等を要請する場合は、県内の感染状況や基本的対処方針等を考慮して判断</p> <p>※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断</p> <p>○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討</p>								

感染予防対策期における対策 (12月11日以降) について

令和3年12月10日

香 川 県

1 県民への協力依頼 ①

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力依頼
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するよう協力依頼
- 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるよう協力依頼（ワクチン・検査パッケージ制度適用者を除く）
- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力依頼
【別添1】気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力依頼

1 県民への協力依頼 ②

- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力依頼
 - 会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力依頼
 - 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力依頼
【別添2】（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力依頼
【別添3】 新型コロナウイルス接触確認アプリ
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

2 事業者への協力依頼等

- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請（法第24条第9項）
【別添2】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力依頼
【別添4】 今後における適切な感染防止策
【別添5】 飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力依頼
【別添6】 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力依頼
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力依頼

3 イベント等の開催

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請（法第24条第9項）
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力依頼

【別添7】 イベント等の開催に係る留意事項

4 県有施設等における対応

- 適切な感染防止策を講じた上で開館

5 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 医療機関、高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布する。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。

1 制度の趣旨

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、飲食店等の事業者が、入店者等のワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において課される行動制限を緩和する制度

2 対象事業者 かがわ安心飲食認証店、カラオケ店（下記3-(2)の適用に限る）

3 行動制限緩和の具体的内容

- (1) 感染拡大傾向時（緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等）において、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食回避が要請されている場合でも、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数制限なく会食が可能
※人数制限以外の感染対策は引き続き必要
- (2) 緊急事態宣言時において、カラオケ設備を提供する飲食店等に休業が要請されている場合でも、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供が可能

4 登録方法

ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けるためには、事前に県に登録が必要
年内に登録の受付を開始できるよう準備中（郵送での受付とともに、オンラインでの受付を行う）

5 ステッカー配布等

登録が完了した店舗へは、新たに「ワクチン・検査パッケージ制度登録店」のステッカーを配布
登録店については、ホームページ等で公表

ステッカーイメージ



ワクチン・検査パッケージ制度等に係る無料検査について

～ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業～

1 概要

健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方が、「ワクチン・検査パッケージ制度」やワクチン接種歴・検査結果を活用する民間の取組みに必要な検査を無料で受けられるようにするもの

<無料検査の対象（ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業）>

次に掲げる無症状の方がワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組みに必要な場合

- ・基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方
- ・12歳未満の子ども

2 実施期間 12月下旬（予定）～令和4年3月31日

※無料検査の実施事業者については、12月下旬から県ホームページで順次公表予定

3 検査のながれ

- ①対象者は県に登録された実施事業者（医療機関、薬局等）へ検査を申込み
- ②実施事業者では本人確認のうえ、原則対面で無料検査を実施（PCR検査、抗原定性検査等）
- ③実施事業者から受検者に対し検査結果通知書を発行

1 ゲノム解析等の検査

全ての新型コロナウイルス感染症の検査陽性者について変異株PCR(デルタ株等)検査を実施し、オミクロン株の可能性の高い感染者を検出するとともに、ゲノム解析を開始し、早期検出、積極的疫学調査による囲い込みによる拡大防止を図る。

2 入退院の取扱い

当面の間、新規感染者については、全て一旦入院とし、オミクロン株でないことが確認できれば、症状に応じて療養先を調整する。

◎「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株PCR検査について(要請)」R3.2.5厚生労働省健康局結核感染症課長通知(R3.12.2一部改正)

- ・自治体主体の全ゲノム解析を、現時点における検査能力を最大限発揮して実施
- ・新たな変異株を検出するPCR検査の手法が確立されるまでの間、変異株PCR(デルタ株等)検査で陰性を確認することにより、オミクロン株の可能性のある検体を検出

◎「B.1.1.529系統(オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」R3.11.30厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(R3.12.3一部改正)

- ・新型コロナウイルス感染症の検査陽性者であって、オミクロン株による感染が疑われる者(確定を含む)は、原則、感染症法第19条第1項に基づく入院

無料

(県が全額負担)

帰省者向け 新型コロナPCR検査

～ご家族と地元を感染から守るために～

香川県では、就職、進学、単身赴任等により県外に居住されている方が、年末年始の休みを利用して、県内に帰省される場合、帰省前に**無料でPCR検査**を受けられる制度をご用意しております。

ご家族と地元を感染から守るために、ぜひ、積極的に検査を受けていただきますよう、ご協力をお願いします。

◇受付期間：令和3年12月6日(月)(8時30分)
～12月22日(水)(17時30分)

※検査申込後、郵送される検査キットに唾液を自己採取し、指定する場所に返送すると、検査結果が電子メールで通知されます。

※検体の郵送等に時間を要するため、帰省日の**9日前**までに検査申込を行ってください。

※検体は、指定する場所にご返送ください。検体提出の締め切りは**12月29日(水)到着分**までです。それ以降に受領した検体の検査は対応できませんのでご注意ください。

※検査結果は、検体が検査機関に到着してから**2～3日程度**で順次通知します。

対象者

10,000 5,000人程度(先着)

就職、進学、単身赴任等により県外に居住されている方で、**年末年始に香川県に帰省される無症状の方**

※香川県以外の全都道府県からの帰省が対象になります。

※香川県への旅行者は対象外です。

※海外からの帰省は対応していません。

※香川県在住の方が県外に帰省される場合は対象外です。



申込はこちらから

お問い合わせ先：申込受付事務局：050-3116-0967 / 0968
0969 / 0970 (8:30～17:30)

※申込受付事務局は12月6日から開設されます。

検査の流れ

①検査申込

検体の郵送等に時間を要するため、帰省日の**9日前**までに検査申込を行ってください。

世帯ごとに、県のホームページの申込フォームに必要事項を入力し申し込みしてください。なお、申込後、受付完了メールを指定されたアドレスに返信しますのでご確認ください。(申込翌日までに返信メールが届かない場合は、お手数ですが、申込受付事務局にお問い合わせください。また、FAXや郵送での申込は対応しておりません。)

②検査キット送付

検査キット送付先は、**県外の居住地に限り**ます。ご実家等への郵送は対応していませんのでご注意ください。

検査事業者から検査キットが郵送されますので受け取りしてください。郵送会社の不在通知等はこまめにご確認ください。

③検体採取(唾液)

検査に要する期間(**2~3日程度**)と検体の郵送に要する期間を踏まえて検体を採取してください。

各自で唾液の採取をお願いします。なお、適正に唾液を採取するため、検体採取時は必ず説明書等をご確認ください。

④検体送付

検査結果に影響するため、検体採取後は速やかに返送してください。

採取した検体を検査事業者(別途指定する場所)にご返送ください。なお、返送は郵便局窓口で行ってください。(コンビニエンスストアの窓口ではお取り扱いできません。)

なお、検体は、指定する場所に返送してください。検体提出の締め切りは**12月29日(水)到着分**までです。それ以降に受領した検体の検査は対応できませんのでご注意ください。

⑤結果通知

検査結果は、検体が検査機関に到着してから**2~3日程度**で順次通知します。

受付事務局から検査結果を電子メールで通知します。[info@kiseipcr-kagawa.com]からメールを受信できるよう事前にメールの設定をお願いします。なお、具体的な設定方法については、契約されている携帯会社等にご確認ください。

また、検査結果が陽性になった場合は、医療機関かお住まいの保健所等にお問い合わせください。

陰性を確認したうえで、
帰省するようお願いいたします。



留意事項

- ・今回の検査は、検体を採取した時点での感染状況を確認するものです。検体採取日以降に感染が起こらないことを保証するものではありません。
- ・検査結果が陰性だとしても、気を緩めることなく、引き続き、感染対策や健康管理を継続してください。
- ・検査結果が陽性の場合は、医療機関かお住まいの保健所等に相談し、確定診断を受けるようお願いします。
- ・申込後のキャンセルは事務作業が煩雑となるため、原則、お受けいたしかねます。本内容を十分に理解したうえで、お申込みください。
- ・申込方法はWebのみに限定しております。インターネット環境等を有していない場合は、ご家族やご友人等にご協力いただくなどしてお申込みください。
- ・そのほか、別添のQ&Aをご確認ください。

介護施設等・障害者支援施設等従事者への 一斉検査

- 対象者 介護施設等従事者 340施設 約10,000人
障害者支援施設等従事者 36施設 約1,290人
※高松市の施設を除く
- 実施手法 希望する施設に対し検体採取容器を配布
- 検査方法 唾液採取によるPCR検査
- 実施予定 令和4年1月4日（火）から18日（火）

新型コロナウイルス うつらない、うつさない 気をつけていただきたいこと

飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

マスクの着用を！ 大声で会話しない！

接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

手洗い・消毒を こまめに！

マイクロ飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気中を漂います。

適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。

ご協力をお願いします。

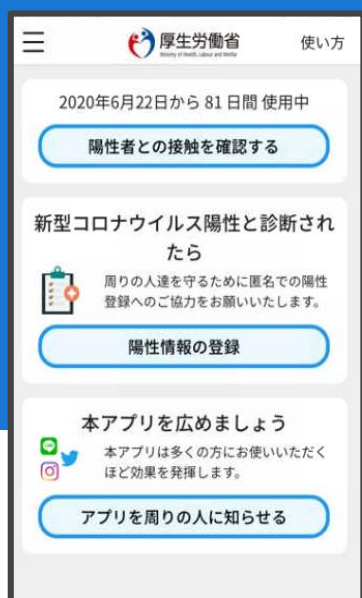
自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

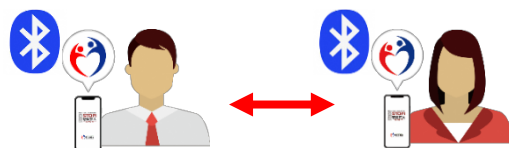


*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る
ことができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

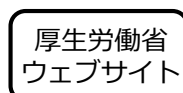
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者の感染可能期間で、最大過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センター等の連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センターなどの連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

今後における適切な感染防止策

別添4

目 的	具 体 的 な 取 組 例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
三つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none">・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止・感染防止のための取組や、「三つの密」等を避ける行動を徹底、特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意

新型コロナウイルス うつらない、うつさない
飲食事業者の皆様へ
店舗等での感染防止策の確実な実践

◎ 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証取得を！

◎ 業種別ガイドライン等の徹底を！

- ・ 対人距離の確保（斜め向かいに座るなど）
- ・ パーティションの活用
- ・ 会話の際は、マスクを着用
- ・ 適切な換気

ご協力をお願いします。

新型コロナウイルス

うつらない、うつさない

当事業所は、_____が策定した、感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止策を実施しています。

- 従業員の**体調確認**を徹底します。
- 三つの「密」**（密閉・密集・密接）の防止を徹底します。
（**十分な間隔の確保**、**換気を行う**）
- 飛沫感染、接触感染の防止を徹底します。
（**マスク着用**、**手指の消毒**の励行）

その他、以下のような対策を実施します。

-
-
-

御理解と御協力をお願いいたします。

事業所名 _____

イベント等の開催に係る留意事項

【イベント等の開催制限】

	収容率	人数上限
大声なし	100%以内 ※1	5,000人または収容定員50%以内のいずれか大きい方
大声あり	50%以内 ※2	

※1 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を空ける。

※2 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を空ける。

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度としてください。

【チェックリストの作成・公表】

- イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表してください。 **別紙1・参考資料（別紙4）**
- 県にチェックリストを提出する必要はありませんが、イベント終了日から1年間保管してください。
- 感染防止安全計画を策定する場合は、チェックリストを作成する必要はありません。

【感染防止安全計画の策定・提出】

- 人数上限を緩和して、大声なしの5,000人超かつ収容率50%超イベントを開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けてください。 **別紙2・参考資料（別紙4）**
- イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出してください。 **別紙3**